

東総R02-017号
令和2年 9月25日

原子力規制委員会 殿

神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
東芝エネルギーシステムズ株式会社
代表取締役社長 畠澤 守

東芝エネルギーシステムズ株式会社 研究炉管理センター
東芝教育訓練用原子炉施設に係る
廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）第43条の3の2第3項の規定に基づき、東芝エネルギーシステムズ株式会社 研究炉管理センター 東芝教育訓練用原子炉施設に係る廃止措置計画について、別紙のとおり変更認可の申請をいたします。

別紙

株式会社東芝 研究炉管理センター
東芝教育訓練用原子炉施設に係る廃止措置計画の変更
変更の内容及び理由

株式会社東芝 研究炉管理センター 東芝教育訓練用原子炉施設に係る廃止措置計画の本文及び添付書類の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。変更の内容の詳細は別添に示す。

1. 変更の理由

「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第12号）附則第11条第1項の規定に基づく以下の変更。

- ・品質マネジメントシステムを記載
- ・性能維持施設を記載

2. 変更の内容

別添のとおり

以上

別添 東芝教育訓練用原子炉施設 廃止措置計画 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 名称：東芝エネルギーシステムズ株式会社 住所：神奈川県川崎市幸区堀川町7番地34 代表者の氏名：代表取締役社長 畠澤 守</p> <p>2. 工場又は事業所の名称及び所在地 東芝エネルギーシステムズ株式会社 研究炉管理センター 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号</p> <p>3. 試験研究用等原子炉の名称 東芝教育訓練用原子炉（TTR-1）</p>	<p>変更なし。</p> <p>変更なし。</p> <p>変更なし。</p>	
<p>4. <u>廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地</u> 以下省略</p>	<p>4. <u>廃止措置対象施設及びその敷地</u> 以下変更なし。</p>	<p>・法令改正に伴う変更 （項目名の変更のみ）</p>
<p>5. 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 以下省略</p>	<p>変更なし。</p>	
	<p>6. <u>廃止措置期間中に性能を維持すべき試験研究用等原子炉施設</u> TTR-1の廃止措置は使用済燃料の搬出及び第2段階までの解体工事を完了しており、残存する設備は表3に示すものである。廃止措置期間中に性能を維持すべき試験研究用等原子炉施設（以下、性能維持施設という。）については、残存する設備を対象とした第3段階の解体工事及び廃棄物などの保管管理における施設外への放射性物質の放出抑制、被ばく低減及びその監視の観点で決定し、保安規定に基づいて要求される性能を維持することとする。</p>	<p>・法令改正に伴う変更 （記載項目の追加）</p>
	<p>7. <u>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間</u> 性能維持施設の設備区分、構成品目、機能、性能並びに性能を維持すべき期間を、表4に示す。</p>	<p>・法令改正に伴う変更 （記載項目の追加）</p>
<p>6. <u>核燃料物質の管理及び譲渡し</u> 以下省略</p>	<p>8. <u>核燃料物質の管理及び譲渡し</u> 以下変更なし。</p>	<p>・項目番号の変更</p>
<p>7. <u>核燃料物質による汚染の除去</u> 以下省略</p>	<p>9. <u>核燃料物質による汚染の除去</u> 以下変更なし。</p>	<p>・項目番号の変更</p>
<p>8. <u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄</u></p>	<p>10. <u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄</u></p>	<p>・項目番号の変更</p>

<p>以下省略</p>	<p>以下変更なし。</p>	
<p>9. 廃止措置の工程 以下省略</p>	<p>1 1. 廃止措置の工程 以下変更なし。</p>	<p>・項目番号の変更</p>
	<p>1 2. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム T T R - 1 の廃止措置に係る業務については、以下に示す品質管理計画に定める要求事項に従って、保安活動の計画、実施、評価及び改善を行う。</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>1. 目的 東芝エネルギーシステムズ株式会社研究炉管理センター（以下「研究所」という。）における原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。</p> <p>2. 定義 使用する用語の定義は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に従うものとする。</p> <p>3. 適用範囲 4 章から 8 章までの規定は、原子力施設（使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）について適用する。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 研究所は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持するため、その改善を継続的に行う。 (2) 研究所は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。 この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。 一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ 三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響 (3) 研究所は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、本品質管理計画に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。 (4) 研究所は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロ</p>	<p>・法令改正に伴う変更 （記載項目の追加）</p>

	<p><u>セスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。</u></p> <p><u>二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。</u></p> <p><u>三 プロセスの運用及び管理の有効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。</u></p> <p><u>四 プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</u></p> <p><u>五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>六 プロセスについて、意図した結果を得、及び有効性を維持するための措置を講ずること。</u></p> <p><u>七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u></p> <p><u>八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。</u></p> <p><u>(5) 研究所は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</u></p> <p><u>(6) 研究所は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</u></p> <p><u>(7) 研究所は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p><u>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</u></p> <p><u>4.2.1 一般</u></p> <p><u>研究所は、4.1(1)により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u></p> <p><u>一 品質方針及び品質目標</u></p> <p><u>二 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質管理計画書」という。）</u></p> <p><u>三 有効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書</u></p> <p><u>四 本品質管理計画に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</u></p> <p><u>4.2.2 品質管理計画書</u></p> <p><u>研究所は、品質管理計画書に次に掲げる事項を定める。</u></p> <p><u>一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u></p> <p><u>二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</u></p> <p><u>三 品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p><u>四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</u></p> <p><u>五 プロセスの相互の関係</u></p> <p><u>4.2.3 文書の管理</u></p> <p><u>(1) 研究所は、品質マネジメント文書を管理する。</u></p> <p><u>(2) 研究所は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用でき</u></p>	
--	---	--

- るよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。
- 一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
 - 二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。
 - 三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。
 - 四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。
 - 五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
 - 六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。
 - 七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。
 - 八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

4.2.4 記録の管理

- (1) 研究所は、個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。
- (2) 研究所は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。

5. 経営責任者等の責任

5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証する。

- 一 品質方針を定めること。
- 二 品質目標が定められているようにすること。
- 三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。
- 四 マネジメントレビューを実施すること。
- 五 資源が利用できる体制を確保すること。
- 六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
- 七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
- 八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。

	<p><u>5.2 原子力の安全の確保の重視</u> 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p><u>5.3 品質方針</u> 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。 一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。 二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。 三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 四 要員に周知され、理解されていること。 五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。</p> <p><u>5.4 品質目標</u> (1) 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。 (2) 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p><u>5.5 品質マネジメントシステムの計画</u> (1) 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。 (2) 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 二 品質マネジメントシステムの有効性の維持 三 資源の利用可能性 四 責任及び権限の割当て</p> <p><u>5.6 責任及び権限</u> 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p><u>5.6.1 品質マネジメントシステム管理責任者</u> 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その有効性が維持されているようにすること。 二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。 三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認</p>	
--	---	--

	<p><u>識が向上するようにすること。</u></p> <p><u>四 関係法令を遵守すること。</u></p> <p><u>5.6.2 管理者</u></p> <p><u>(1) 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p><u>一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その有効性が維持されているようにすること。</u></p> <p><u>二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p><u>三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</u></p> <p><u>四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</u></p> <p><u>五 関係法令を遵守すること。</u></p> <p><u>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p><u>一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</u></p> <p><u>二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</u></p> <p><u>三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</u></p> <p><u>四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</u></p> <p><u>五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</u></p> <p><u>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u></p> <p><u>5.7 組織の内部の情報の伝達</u></p> <p><u>経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</u></p> <p><u>5.8 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>経営責任者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u></p> <p><u>5.8.1 マネジメントレビューに用いる情報</u></p> <p><u>研究所は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</u></p> <p><u>一 内部監査の結果</u></p> <p><u>二 組織の外部の者の意見</u></p> <p><u>三 プロセスの運用状況</u></p> <p><u>四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</u></p>	
--	---	--

	<p><u>五 品質目標の達成状況</u> <u>六 健全な安全文化の育成及び維持の状況</u> <u>七 関係法令の遵守状況</u> <u>八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</u> <u>九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u> <u>十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u> <u>十一 部門又は要員からの改善のための提案</u> <u>十二 資源の妥当性</u> <u>十三 保安活動の改善のために講じた措置の有効性</u></p> <p><u>5.8.2 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</u></p> <p><u>(1) 研究所は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u></p> <p><u>一 品質マネジメントシステム及びプロセスの有効性の維持に必要な改善</u> <u>二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u> <u>三 品質マネジメントシステムの有効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u> <u>四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</u> <u>五 関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p><u>(2) 研究所は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(3) 研究所は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>6. 資源の管理</u></p> <p><u>6.1 資源の確保</u></p> <p><u>研究所は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</u></p> <p><u>一 要員</u> <u>二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</u> <u>三 作業環境</u> <u>四 その他必要な資源</u></p> <p><u>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</u></p> <p><u>(1) 研究所は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</u></p> <p><u>(2) 研究所は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</u> <u>二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</u> <u>三 前号の措置の有効性を評価すること。</u> <u>四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</u></p>	
--	--	--

	<p><u>イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献</u></p> <p><u>ロ 品質マネジメントシステムの有効性を維持するための自らの貢献</u></p> <p><u>ハ 原子力の安全に対する個別業務の重要性</u></p> <p><u>五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p><u>7. 個別業務の計画及び実施</u></p> <p><u>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p><u>(1) 研究所は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</u></p> <p><u>(2) 研究所は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</u></p> <p><u>(3) 研究所は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p><u>一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</u></p> <p><u>二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</u></p> <p><u>三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</u></p> <p><u>四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</u></p> <p><u>五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p><u>(4) 研究所は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</u></p> <p><u>7.2 個別業務等要求事項</u></p> <p><u>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</u></p> <p><u>研究所は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</u></p> <p><u>一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</u></p> <p><u>二 関係法令</u></p> <p><u>三 前二号に掲げるもののほか、必要とする要求事項</u></p> <p><u>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</u></p> <p><u>(1) 研究所は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</u></p> <p><u>(2) 研究所は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</u></p> <p><u>一 当該個別業務等要求事項が定められていること。</u></p> <p><u>二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</u></p> <p><u>三 研究所が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</u></p> <p><u>(3) 研究所は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	
--	--	--

	<p><u>(4) 研究所は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</u></p> <p><u>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</u></p> <p><u>研究所は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、効果的な方法を明確に定め、これを実施する。</u></p> <p><u>7.3 設計開発</u></p> <p><u>7.3.1 設計開発計画</u></p> <p><u>(1) 研究所は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</u></p> <p><u>(2) 研究所は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</u><u>二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u><u>三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</u><u>四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u> <p><u>(3) 研究所は、効果的な情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</u></p> <p><u>(4) 研究所は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</u></p> <p><u>7.3.2 設計開発に用いる情報</u></p> <p><u>(1) 研究所は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>一 機能及び性能に係る要求事項</u><u>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u><u>三 関係法令</u><u>四 その他設計開発に必要な要求事項</u> <p><u>(2) 研究所は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u></p> <p><u>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</u></p> <p><u>(1) 研究所は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p><u>(2) 研究所は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p><u>(3) 研究所は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</u><u>二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</u><u>三 合否判定基準を含むものであること。</u>	
--	--	--

四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

7.3.4 設計開発レビュー

(1) 研究所は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。

一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。

二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。

(2) 研究所は、設計開発レビューに、関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。

(3) 研究所は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.5 設計開発の検証

(1) 研究所は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。

(2) 研究所は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(3) 研究所は、当該設計開発を行った要員には第一項の検証をさせない。

7.3.6 設計開発の妥当性確認

(1) 研究所は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。

(2) 研究所は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。

(3) 研究所は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.7 設計開発の変更の管理

(1) 研究所は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。

(2) 研究所は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。

(3) 研究所は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。

(4) 研究所は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.4 調達

7.4.1 調達プロセス

(1) 研究所は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物

	<p><u>品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</u></p> <p><u>(2) 研究所は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、次項の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</u></p> <p><u>(3) 研究所は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価する。</u></p> <p><u>(4) 研究所は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</u></p> <p><u>(5) 研究所は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(6) 研究所は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子力施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</u></p> <p><u>7.4.2 調達物品等要求事項</u></p> <p><u>(1) 研究所は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</u><u>二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u><u>三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u><u>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</u><u>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</u><u>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u><u>七 その他調達物品等に必要な要求事項</u> <p><u>(2) 研究所は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p><u>(3) 研究所は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</u></p> <p><u>(4) 研究所は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p><u>7.4.3 調達物品等の検証</u></p> <p><u>(1) 研究所は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</u></p> <p><u>(2) 研究所は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法につい</u></p>	
--	--	--

	<p><u>て調達物品等要求事項の中で明確に定める。</u></p> <p><u>7.5 業務の実施</u></p> <p><u>7.5.1 個別業務の管理</u></p> <p><u>研究所は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</u><u>二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</u><u>三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</u><u>四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</u><u>五 8.2.3の規定に基づき監視測定を実施していること。</u><u>六 本品質管理計画の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</u> <p><u>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</u></p> <p><u>(1) 研究所は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</u></p> <p><u>(2) 研究所は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証する。</u></p> <p><u>(3) 研究所は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(4) 研究所は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</u><u>二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</u><u>三 妥当性確認の方法</u> <p><u>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</u></p> <p><u>(1) 研究所は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</u></p> <p><u>(2) 研究所は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u></p> <p><u>7.5.4 組織の外部の者の物品</u></p> <p><u>研究所は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>7.5.5 調達物品の管理</u></p> <p><u>研究所は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</u></p> <p><u>7.6 監視測定のための設備の管理</u></p>	
--	---	--

	<p>(1) 研究所は、<u>機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</u></p> <p>(2) 研究所は、<u>前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</u></p> <p>(3) 研究所は、<u>監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>一 <u>あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</u></p> <p>二 <u>校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</u></p> <p>三 <u>所要の調整がなされていること。</u></p> <p>四 <u>監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</u></p> <p>五 <u>取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</u></p> <p>(4) 研究所は、<u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u></p> <p>(5) 研究所は、<u>前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</u></p> <p>(6) 研究所は、<u>監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(7) 研究所は、<u>監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p> <p>8. <u>評価及び改善</u></p> <p>8.1 <u>監視測定、分析、評価及び改善</u></p> <p>(1) 研究所は、<u>監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</u></p> <p>(2) 研究所は、<u>要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 <u>監視測定</u></p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>(1) 研究所は、<u>監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p>(2) 研究所は、<u>前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</u></p> <p>8.2.2 <u>内部監査</u></p> <p>(1) 研究所は、<u>品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</u></p> <p>一 <u>本品質管理計画の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>二 <u>有効性のある実施及び有効性の維持</u></p> <p>(2) 研究所は、<u>内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</u></p>	
--	--	--

	<p>(3) 研究所は、<u>内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の有効性を維持する。</u></p> <p>(4) 研究所は、<u>内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>(5) 研究所は、<u>内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p>(6) 研究所は、<u>内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。</u></p> <p>(7) 研究所は、<u>内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) 研究所は、<u>不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 研究所は、<u>プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。</u></p> <p>(2) 研究所は、<u>前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u></p> <p>(3) 研究所は、<u>第一項の方法により、プロセスが 5.5(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</u></p> <p>(4) 研究所は、<u>第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</u></p> <p>(5) 研究所は、<u>5.5(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</u></p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 研究所は、<u>機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</u></p> <p>(2) 研究所は、<u>使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) 研究所は、<u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) 研究所は、<u>個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要</u></p>	
--	---	--

	<p><u>員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(5) 研究所は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性を確保する。</u></p> <p><u>8.3 不適合の管理</u></p> <p><u>(1) 研究所は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</u></p> <p><u>(2) 研究所は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</u></p> <p><u>(3) 研究所は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</u><u>二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</u><u>三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</u><u>四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</u> <p><u>(4) 研究所は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(5) 研究所は、前項(3)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p><u>8.4 データの分析及び評価</u></p> <p><u>(1) 研究所は、品質マネジメントシステムが有効であるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの有効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</u></p> <p><u>(2) 研究所は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u><u>二 個別業務等要求事項への適合性</u><u>三 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</u><u>四 調達物品等の供給者の供給能力</u> <p><u>8.5 改善</u></p> <p><u>8.5.1 継続的な改善</u></p> <p><u>研究所は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u></p> <p><u>8.5.2 是正処置等</u></p>	
--	---	--

	<p>(1) 研究所は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>三 講じた全ての是正処置の有効性の評価を行うこと。</p> <p>四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 研究所は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(3) 研究所は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 研究所は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>四 講じた全ての未然防止処置の有効性の評価を行うこと。</p> <p>五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 研究所は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定める。</p>	
<p>表1 設置変更許可の経緯 以下省略</p>	<p>変更なし。</p>	
<p>表1-2 解体届の変更の経緯 以下省略</p>	<p>変更なし。</p>	
<p>表2 原子炉施設の設備、構成品目の一覧 以下省略</p>	<p>変更なし。</p>	
<p>表3 現存する汚染除去の対象設備機器等 以下省略</p>	<p>変更なし。</p>	
<p>(変更前の添付書類5の別表)</p>	<p>表4 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間 (補足説明) 変更前の添付書類5の別表の内容に性能に関する記載を追加した。</p>	<p>・法令改正に伴う変更</p>

(注) 変更後の表4を欄の全体に記載している。

施設区分	設備等の区分	構成品目	維持台数	維持すべき機能	維持すべき性能	性能を維持すべき期間
原子炉本体	遮蔽コンクリート	遮蔽コンクリート	一式	遮蔽体としての機能	・外観に、機能上有害な損傷、腐食、変形等がないこと	解体、撤去されるまでの期間
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	給気系：送風機、ダクト、シャッター	一式	管理区域の換気の流路を限定し、放射性塵埃を除去する機能	・作動時に機能上有害な異音、異常な振動等がなく、正常に作動すること ・フィルタ装置開放時に、機能上有害な損傷、腐食、変形等のないこと ・平常時の排気中のダスト放射能濃度（β線）が、保安規定に定める警報設定値以下となる処理能力があること	管理区域が解除されるまでの期間
		排気系：排風機、ダクト、シャッター	一式			
		フィルタ装置：フィルタ、フィルタチャンバ	一式			
	排気筒	1基				
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第一中継槽、配管、弁、ポンプ	一式	管理区域に発生する放射性液体廃棄物を貯蔵、処理する機能	・使用時に、水の漏洩がないこと ・開放時に、機能上有害な損傷、腐食、変形等がないこと ・貯槽ごとに設定された警報条件で、警報が発報、表示されること	管理区域が解除されるまでの期間 NCAで設置変更を行い、NCAの設備として移管されるまでの期間
		貯留槽	4基			
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物処理棟固体廃棄物貯蔵室 ナトリウム廃棄物保管施設	1基 1基	放射性固体廃棄物を保管廃棄する機能	・外観に、機能上有害な損傷、腐食、変形等がないこと ・管理区域内及び管理区域境界の線量限度以下となる遮へい能力であること。	NCAの新廃棄物保管棟の建設が完了し、全ての放射性固体廃棄物の引渡しを終了するまでの期間
放射線管理施設	運転用モニター	原子炉排気モニター (ダストモニター)	一式	放射線モニターとしての機能	・指示精度、最高検出感度が、定期事業者検査要領書に定める判定基準内であること ・警報が、保安規定で定める警報設定値で表示と発報すること。 ・最高検出感度（検出限界）が、表面密度限度の1/10以下で、機器の仕様で定める濃度以下であること ・警報が、警報設定値で表示と発報すること。	管理区域が解除されるまでの期間
	保健物理用モニター	ハンドフットクロスモニター	1基			
原子炉格納施設		原子炉室	1基	建家としての機能	・外観に、機能上有害な損傷、腐食、変形等がないこと ・排気系作動時に原子炉室内が大気圧に対して水柱5mm程度の負圧であること	管理区域が解除されるまでの期間

表4 廃止措置全体工程表
以下省略

表5 廃止措置全体工程表
以下変更なし。

・表番号の変更

表4-2 廃止措置第3段階解体工事の予定工程表

表5-2 廃止措置第3段階解体工事の予定工程表

・表番号の変更
・NCA 廃止措置計画の申請に伴う予定工程の変更

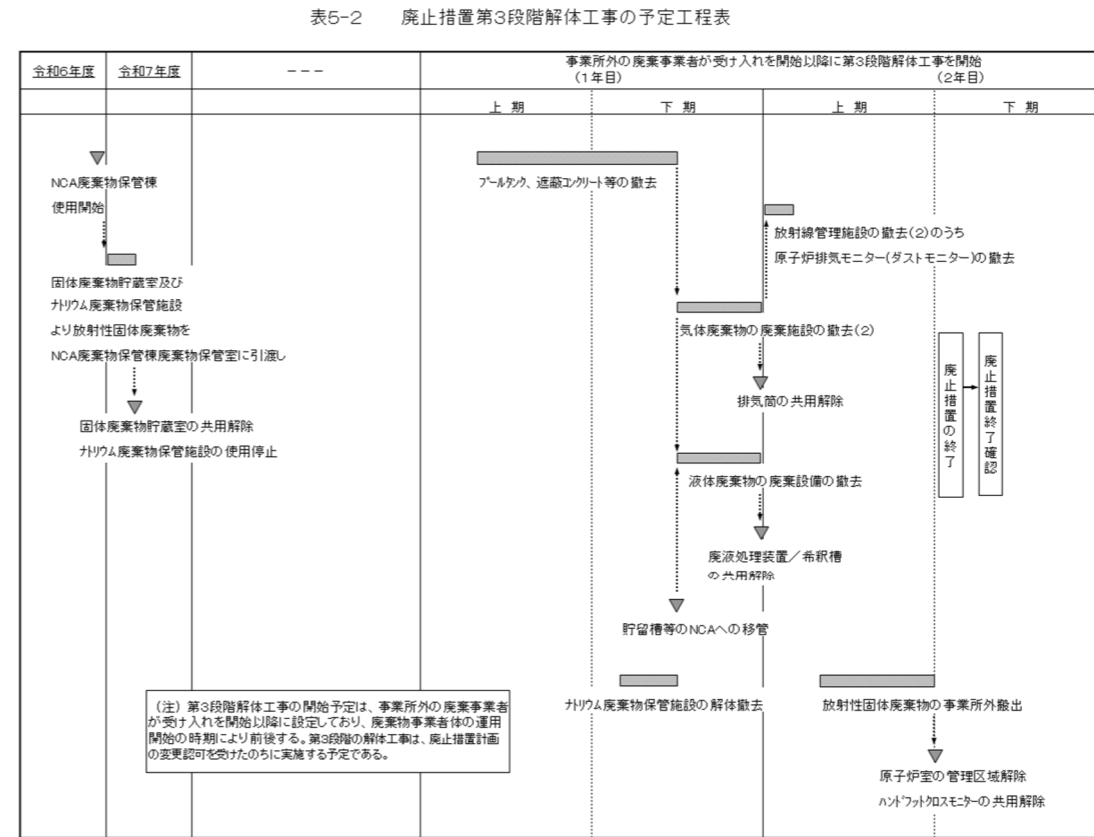
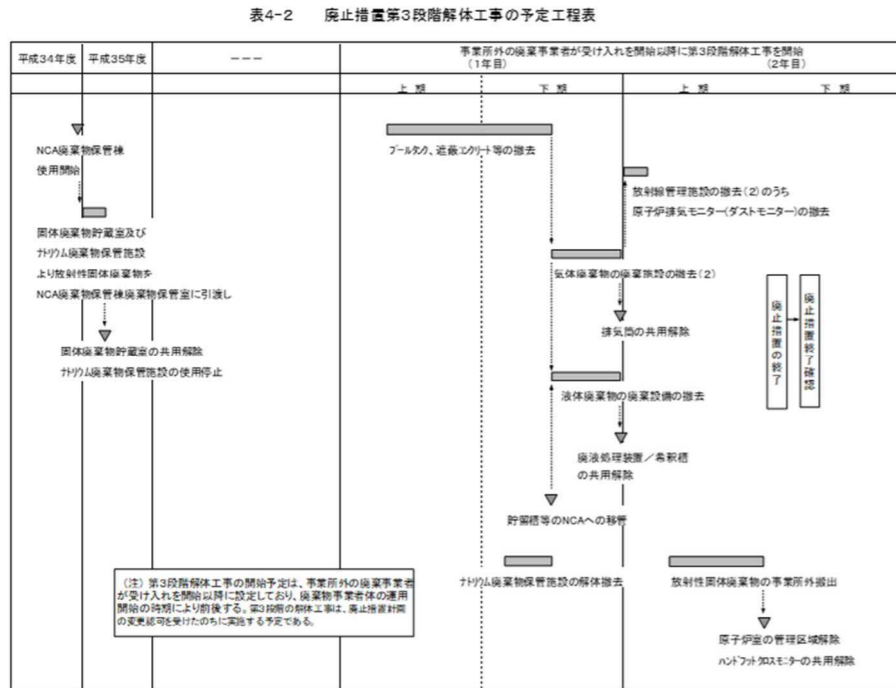


表5 汚染の除去の工事方法
以下省略

表6 汚染の除去の工事方法
以下変更なし。

・表番号の変更

表6 工事に伴ない発生した放射性固体廃棄物発生/保管量
以下省略

表7 工事に伴ない発生した放射性固体廃棄物発生/保管量
以下変更なし。

・表番号の変更

表7 第3段階解体工事中において発生する放射性固体廃棄物(計算評価値)
以下省略

表8 第3段階解体工事中において発生する放射性固体廃棄物(計算評価値)
以下変更なし。

・表番号の変更

図1 原子炉施設の設置位置
以下省略

変更なし。

図2 原子炉施設の事業所構内配置図
以下省略

変更なし。

図3 原子炉建屋概念図
以下省略

変更なし。

図4 原子炉本体
以下省略

変更なし。

図5 炉心配置図 以下省略	変更なし。	
図6-1 水系統施設全体説明図（原子炉運転中） 以下省略	変更なし。	
図6-2 水系統施設全体説明図 以下省略	変更なし。	
図7 液体廃棄物の廃棄設備の説明図 以下省略	変更なし。	
図8 気体廃棄物の廃棄施設の説明図 以下省略	変更なし。	
図9 廃止措置終了後のTTRに係る管理区域の変更 以下省略	変更なし。	
添付書類 1 以下省略	変更なし。	
図添1-1 原子炉施設の事業所構内配置図 以下省略	変更なし。	
図添1-2 廃止措置終了後のTTRに係る管理区域の変更 以下省略	変更なし。	
添付書類 2 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 以下省略	変更なし。	
表添2-1 工事に伴ない発生した放射性固体廃棄物発生／保管量 (第1段階工事+第2段階工事) 以下省略	変更なし。	
表添2-2 設備品目別放射能と粉塵吸入による被ばくの重み 以下省略	変更なし。	
表添2-3 第3段階解体工事において発生する放射性固体廃棄物（計算評価 値） 以下省略	変更なし。	
添付書類 3 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた 場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書 以下省略	変更なし。	
添付書類 4 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書 以下省略	変更なし。	
添付書類 5 廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及	添付書類 5 性能維持施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書	・法令改正に伴う変更

<p><u>びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p>T T R - 1 に係る廃止措置計画の認可申請時に、T T R - 1 施設において残存している各施設・設備のうち、原子炉施設外への放射性物質の放出抑制、放射性廃棄物の処理処分及び放射線業務従事者が受ける放射線被ばくの低減のために必要な設備等、廃止期間中に機能及び性能を維持すべき施設・設備については、解体の各段階に応じて要求される機能及び性能をT T R - 1 保安規定に基づき維持することとし、廃止期間中のT T R - 1 施設を適切に管理する。</p> <p>廃止措置期間中に維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間については、<u>別表</u>に示すとおりである。原子炉施設のうち、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設及びその他原子炉の附属施設(原子炉本体の遮蔽コンクリート中に埋設されたプール水浄化系配管及び緊急注水系配管を除く。)は全て解体、撤去を終了している。</p> <p>原子炉本体については、遮蔽コンクリート及び実験設備のうちの遮蔽実験用プール(プールタンク)、黒鉛熱中性子柱設備及び遮蔽コンクリートに埋め込まれた放射孔が残存しているが、原子炉プール水の全排水が終了しているので、遮蔽コンクリート以外は機能の維持は行わない。遮蔽コンクリートについては、解体した炉内構造物等の放射能を有するものを収納した鋼製格納容器を配置しており、またそれ自体の内側部分、プールタンク、プールタンク支持炭素鋼、内蔵する放射孔及び黒鉛熱中性子柱設備が部分的に放射能を有しているため、放射線遮蔽体としての機能及び性能を維持する。</p> <p>核燃料物質の取扱及び貯蔵施設については、プールタンクと一体となっている燃料要素貯蔵槽の解体が終了していないが、核燃料物質の全量の事業所外搬出が終了しているので、機能の維持は行わない。</p> <p><u>表</u>に記載した機能及び性能が維持されていることは、「<u>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則</u>」(昭和32年12月9日総理府令第83号)第10条に定めるところに従い、日を定めて年1回実施する施設定期自主検査又は自主点検において確認し、故障あるいは経年変化の結果その機能及び性能を維持することが困難な場合には必要な修理、更新を行うこととする。</p>	<p>T T R - 1 に係る廃止措置計画の認可申請時に、T T R - 1 施設において残存している各施設・設備のうち、原子炉施設外への放射性物質の放出抑制、放射性廃棄物の処理処分及び放射線業務従事者が受ける放射線被ばくの低減のために必要な設備等、廃止期間中に機能及び性能を維持すべき施設・設備については、解体の各段階に応じて要求される機能及び性能をT T R - 1 保安規定に基づき維持することとし、廃止期間中のT T R - 1 施設を適切に管理する。</p> <p>廃止措置期間中に維持管理対象設備の維持台数、維持機能、性能及び維持期間については、<u>表4</u>に示すとおりである。原子炉施設のうち、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設及びその他原子炉の附属施設(原子炉本体の遮蔽コンクリート中に埋設されたプール水浄化系配管及び緊急注水系配管を除く。)は全て解体、撤去を終了している。</p> <p>原子炉本体については、遮蔽コンクリート及び実験設備のうちの遮蔽実験用プール(プールタンク)、黒鉛熱中性子柱設備及び遮蔽コンクリートに埋め込まれた放射孔が残存しているが、原子炉プール水の全排水が終了しているので、遮蔽コンクリート以外は機能の維持は行わない。遮蔽コンクリートについては、解体した炉内構造物等の放射能を有するものを収納した鋼製格納容器を配置しており、またそれ自体の内側部分、プールタンク、プールタンク支持炭素鋼、内蔵する放射孔及び黒鉛熱中性子柱設備が部分的に放射能を有しているため、放射線遮蔽体としての機能及び性能を維持する。</p> <p>核燃料物質の取扱及び貯蔵施設については、プールタンクと一体となっている燃料要素貯蔵槽の解体が終了していないが、核燃料物質の全量の事業所外搬出が終了しているので、機能の維持は行わない。</p> <p><u>表4</u>に記載した機能及び性能が維持されていることは、<u>保安規定に基づいて行う定期事業者検査、自主検査及び巡視</u>において確認し、故障あるいは経年変化の結果その機能及び性能を維持することが困難な場合には<u>保安規定に基づいて必要な修理、更新を行うこととする</u>。</p>	<p>・表番号の変更</p> <p>・法令改正に伴う変更</p>
<p><u>別表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間</u></p> <p>以下省略</p>	<p><u>削除</u></p>	<p>・表4に移行</p>
<p>添付書類 6 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書</p> <p>以下省略</p>	<p>変更なし。</p>	
<p>添付書類 7 廃止措置の実施体制に関する説明書</p> <p>以下省略</p>	<p>変更なし。</p>	

<p>添付書類 8 <u>品質保証計画に関する説明書</u></p> <p>廃止措置期間中における品質保証活動は、保安規定において、所長をトップマネジメントとする品質保証計画を定め、<u>保安規定及び試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質保証の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則並びにその関連文書により</u>、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。</p> <p>また、廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置における安全の重要性に応じた管理を実施する。</p> <p>廃止措置期間中に機能^を維持すべき設備の保守管理等の廃止措置に係る業務は、この品質保証計画の下で実施する。</p>	<p>添付書類 8 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</u></p> <p>廃止措置期間中における品質マネジメントは、保安規定において、所長をトップマネジメントとする品質管理計画を定め、<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び保安規定並びにその関連文書により</u>、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。</p> <p>また、廃止措置期間中における品質マネジメントは、廃止措置における安全の重要性に応じた管理を実施する。</p> <p>廃止措置期間中に性能^を維持すべき設備の保守管理等の廃止措置に係る業務は、この品質管理計画の下で実施する。</p>	<p>・法令改正に伴う変更</p>
--	--	-------------------